



認定調査実践方法



3

認定調査実践方法で学習すること

● 一次判定への影響が大きい5項目

- 調査項目の定義
- 選択時のポイント、注意点等
- 特記事項の記載例

● 審査会事務局からの伝達事項



一次判定への 影響が大きい5項目とは

- 1-1 麻痺（左下肢、右下肢）
- 1-5 座位保持
- 2-1 移乗
- 2-2 移動
- 3-4 短期記憶

これらの選択項目は
選択に偏りがある場合
一次判定に影響が出やすいので
特に注意して認定調査を
行いましょう！



なぜ一次判定への影響が大きいのか

樹形モデルの上位に位置している選択項目ほど
介護に要する時間に与える影響が大きい。

5項目は、樹形モデルの中でも
上位の分岐に位置している傾向にある。

そのため、5項目については
調査対象者の状況を正確に評価できるよう
特に注意する必要がある。

● 調査における共通事項

確認方法

確認動作を
行ってもら
うのが**基本**！

1 実際に動作を行ってもらう

実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合、**調査日から大体1週間の状況**を、**より頻回な状況**に基づき選択し、**選択根拠を特記事項に記載**する。

2 聞き取りにより確認

実際に行ってもらえなかった場合、その理由や状況について、**調査日から大体1週間の状況**を、**より頻回な状況**に基づき選択し、**特記事項にも具体的に記載**する。

どちらの場合も**特記事項への記載**が重要！

● 特記事項の重要ポイント

要介護認定の二次判定では、一次判定では加味されていない
具体的な介護の手間の多少が重視される

＼ そのため… ／

選択根拠 **手間** **頻度** を **具体的に** 記載することが重要

- 実際にどのような**介護の手間**が発生しているか
- 数量を用いて**介護の手間**が発生している**頻度**について
- 介護認定審査会が適正に判定できるよう**具体的に記載**

※記載する内容が選択基準に含まれていないことであっても、介護の手間に関する内容であれば、最も関係すると思われる項目の特記事項に記載することができる。

● 特記事項の重要ポイント

記載例

例：(2-2) 移動 (介助の方法)

具体的な
介護の手間の
記載がない

NG

(2-2) 本人が場所の理解ができず、介助者の付き添いにより移動している。ときどき抵抗があり、なだめるのに時間を要している。

「ときどき」「頻繁に」
は具体性がない

どのくらい時間を
要しているか？

OK

(2-2) 現在、入所中であり、場所の理解ができず、排泄、食堂、入浴等、生活のすべての場面で手を引いて案内する必要があるため、「一部介助」を選択する。週2回、手引きをしても抵抗し、なだめるまでに10分程度かかることが発生しており手間がかかっている。

● 1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

＼ 麻痺とは ／

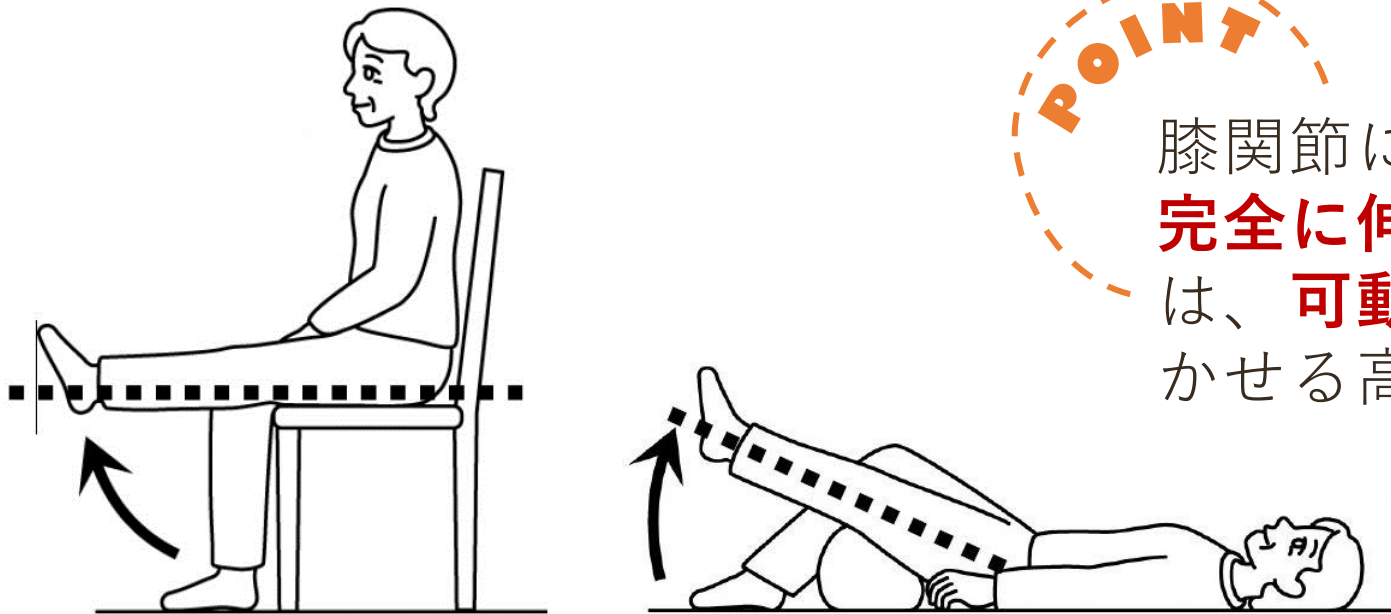
神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、
筋肉を自由に動かすことができなくな
った状態をさす。

- 冷感やしびれ感等の**感覚障害は含まない。**
- **介護用品等や器具類**を使用している場合は、**使用している状態で選択**する。
- 加齢による筋力低下、意識障害、パーキンソン病等による不随意的な動き、関節に著しい可動域制限がある場合等により**目的とする確認動作が**
行えない場合を含む。

● 1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

調査時の注意点

- 1 静止した状態で保持できるかどうかで判断
床に対して水平に足を持ち上げられるか確認する。



膝関節に拘縮がある等により、**膝関節を完全に伸ばすこと自体が困難**である場合は、**可動域制限のない範囲内で最大限**動かせる高さまで持ち上げることができ、**静止及び保持**できれば「なし」、できなければ「あり」とする。

● 1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

調査時の注意点

2 日頃の状況を聞き取る場合は？

ベッド上での足の動き等、**日常生活での下肢の動き**について聞き取りを行い、**具体的に特記事項に記載**する。

3 どの程度静止していればよいのか

具体的な秒数についての定めはない。確認動作ができていると**調査員が確認できれば「麻痺なし」**と考える。

4 調査対象者の手足が震えている場合等

静止した状態を保持できているか**明確に判断できない場合**、調査員の判断により選択し、**特記事項に状況や判断理由等を記載**。



● 1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

調査時の注意点

5 「その他（四肢の欠損）」の選択基準

- **上肢・下肢以外に麻痺がある場合**に選択し、特記事項に麻痺がある個所を具体的に記載する。
- **四肢の欠損**によって確認動作が行えない場合は、「その他（四肢の欠損）」を選択し、欠損している部分も選択する。

例：右上肢が完全に欠損している場合

「その他（四肢の欠損）」「右上肢」を選択する。



1-2 拘縮の有無 についても同じように考える。

● 1-5 座位保持

＼ 座位保持とは ／

背もたれがない状態で座位の状態を
10分間程度保持できるかどうかの能力を
さす。

- 寝た状態から座位に至るまでの行為は含まない。
- **いすに座る機会がない**場合は、**畳上の座位、洋式トイレ等の座位の状態で選択**する。
- **福祉用具**（義足や車いす等）や**器具類**を使用している場合は、**使用している状態で選択**する。

● 1-5 座位保持

選択基準のポイント

1 できる

下肢の欠損等があるが**日常的に補装具を装着**しており座位保持ができる場合はできるを選択。

3 支えてもらえればできる

背もたれや介護者の手がないと座位保持できない場合や、**上体が後ろに傾かないように支えが必要な場合**をいう。

2 自分の手で支えればできる

背もたれは必要ないが、手すり等を自分の手で支える必要がある。**支えには自分の体の一部**を含む。

4 できない

背もたれを用いても座位が保持できない場合や、**長期間水平体位**しかとっていない場合等をいう。



● 1-5 座位保持

特記事項の記載例

「支え」とは、
介護者の支えだけ
でなくクッション等
によりかかることも
含まれる。

NG

(1-5) 日常的に背もたれやクッションに一人
でよりかかって座っているため「できる」を
選択する。

OK

(1-5) 一人で座位保持するためにいす
やソファの背もたれ、クッション等を
背中に差し入れる必要があるため「支え
てもらえればできる」を選択する。

応用例

車いすを使用している場合
であっても、背もたれを
体の支えとしていない場合
については、座位保持が
「できる」を選択する。
車いすの使用も含めて、
本人の状況の記載が必要！

● 1-5 座位保持

特記事項の記載例

NG

(1-5) 起床時のみ、家族の支えにより「支えてもらえばできる」の状態になる、との話により「支えてもらえばできる」を選択する。

OK

(1-5) 調査時は背もたれがない椅子に支えなく「座位保持」できていた。家族の話では起床時のみ「支えてもらえばできる」の状態になるが、より頻回な状況に基づき「できる」を選択する。

調査時と日頃の状況が異なるケース。両方の状況を総合的に加味して評価する。

- ・調査時の状況
- ・家族からの聞き取り

両方の状況から判断し、より頻回な状況に基づき選択し、具体的に記載する。

● 2-1 移乗

＼ 移乗とは ／

でん部を移動させ、いす等へ乗り移る行為をさす。

例：ベッドから車いすへ、車いすからいすへ 等

- 清拭・じょくそう予防等を目的とした**体位交換等も含まれる。**
- 在宅で畳中心の生活であり、**いす等を使用していない場合**で、**両手をついて腰を浮かせる行為自体**だけでは**移乗に該当しない。**
- ベッドサイドの両脇に取り付けられた移乗バー等の**福祉用具や器具類**を使用している場合は、**使用している状況で選択**する。

● 2-1 移乗

選択基準のポイント

見守り等と一部介助の違いは？

介助者が本人の体に触れ、**移乗行為の一部に介助が行われているかどうか**で判断する。

- **見守り等**：ベッドから車いすに移乗する際、**介護者が本人の体に直接触れず**、動作にあわせて車いすをお尻の下に差し入れている場合
- **一部介助**：**自力で移乗できない**ために、介護者が手を添える、体を支える等、**移乗行為の一部に介助が行われている**場合



● 2-1 移乗

特記事項の記載例

なぜ、どのくらいといった具体的な記載がなく発生しうる介護の手間が伝わりづらい。

NG

(2-1) 寝たきりであり、移乗の機会が全くないため「**介助されていない**」を選択する。

OK

(2-1) 医学的理由から、**一週間以上に渡り**移乗の機会が全くないが、四肢ともに筋力低下が顕著であり、**ストレッチャーからの移乗には全面的な介助を行うことが適切と判断**したため「**全介助**」を選択する。

移乗の機会が全くない場合は、認定調査テキストの(1)調査項目の定義で規定されるような行為が生じた場合を想定して適切な介助の方法を選択した理由と**ともに**記載する。

● 2-2 移動

＼ 移動とは ／

日常生活において、食事や排せつ、入浴等で、**必要な場所への移動**にあたって、**見守り**や**介助が行われているか**で選択する。

● 移動の手段は問わない。

例：義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器等を使用している場合は、その状況において評価する。

車いす等を使用している場合は**移乗した後の移動について**評価する。

● 外出行為に関しては評価しない。（2-12 外出頻度の項目で評価する）

● 2-2 移動

特記事項の記載例

NG

(2-2) 認知症で全介助を受けている。

「認知症で」のみでは本人の具体的な状況が伝わらない

OK

(2-2) トイレや洗面所の場所を理解していないことと、上下肢筋力の低下から転倒の危険性が高いので、車いすを使用して介助者に操作してもらっていることから、「全介助」を選択する。

- ・ 本人の状況（認知の状況）
- ・ 選択した理由
- ・ 実際に行われている介助

上記について具体的に記載されている。

● 2-2 移動

特記事項の記載例

NG

（2-2）独居のため、怪我が多く不適切な状況と判断し「2（見守り等）」

不適切と判断した
根拠について
記載されていない

OK

（2-2）独居のため1人で移動しているが、ダンス等にぶつかりながら歩いている為、打ち身等の怪我が多い。常時声掛けが必要な状況と判断し「2（見守り等）」

介助されていない状況が不適切であると判断した根拠について、本人の状況も含めて具体的に記載されている。

● 3-4 短期記憶

＼ 短期記憶とは ／

**面接調査の直前に何をしていたか、
思い出せるかどうかをさす。**

※上記質問で確認が難しい場合、**三点テスト**を行い、回答できるかどうかで評価する。

- **日頃の状況と面接当日の状況が異なる場合も多々ある**ので、必要に応じて**家族や介護者からの聞き取り**も適切に行ったうえで選択する。



● 3-4 短期記憶

特記事項の記載例

NG

(3-4) 家族の話では物忘れがひどいとのことであつたが、調査当日の昼食で何を食べたか答えることができたので、「できる」を選択した。

具体的にどの程度物忘れがあるのか、より詳細な記載が必要。

OK

(2-2) 調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができたが、家族の話では日頃は物忘れがひどく、直前のことも覚えていないことがあるとのことから、より頻回な状況に基づき「できない」を選択する。

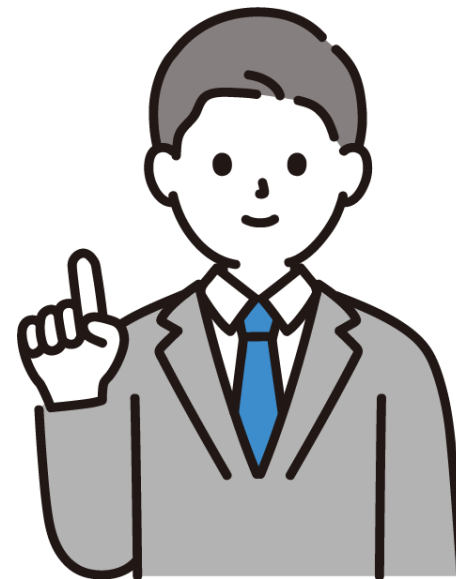
調査時の状況と日頃の状況が異なるケース。より頻回な状況に基づき選択する。

物忘れの具体的な状況について記載されている。

審査会事務局からの伝達事項

- 特記事項の分かりにくい記載について
 - ※ 前述の5項目以外の選択項目についてもお伝えします。
- 認定調査の際に注意してもらいたいこと

しっかり確認して
適正な認定調査の
実施に活かせましょう！



● 特記事項の分かりにくい記載について

1-2 拘縮の有無

実際の記載内容

(1-1と付随し)自力で挙上できないため制限あり

適切な記載方法

自力で挙上できないが、他動的に関節の可動域内で確認動作が行えたため、制限なし。



● 特記事項の分かりにくい記載について

2群全般

実際の記載内容

実際に行われている介助が不適切であるため、「一部介助」を選択。

※「見守り等」でも同様。

適切な記載方法

具体的な介助方法も併記して選択。

例：ズボンの上げ下げに介助を要すると判断し、「一部介助」を選択。




● 特記事項の分かりにくい 記載について

2-5 排尿 2-6 排便

実際の記載内容

介助されていない。

適切な記載方法

- ・ トイレを使用し失敗はない。
- ・ 週1回失禁あるが、自分でパットを交換している。
- ・ 週2回便器を汚すため家族が掃除している。頻度から  「介助されていない」を選択。

● 特記事項の分かりにくい 記載について

2-6 排便

実際の記載内容

毎日排便があり、介助なく自分で行っているが、排便後の後始末が不十分で便座に便が付着している。週1回ヘルパー訪問時に掃除を行っている。頻度から「介助されていない」を選択。

適切な記載方法

毎日排便があり、介助なく自分で行っているが、排便後の後始末が不十分で週2回は便座に便が付着している。週1回ヘルパー訪問時に掃除を行っている。頻度から「介助されていない」を選択。

● 特記事項の分かりにくい 記載について

2-5 排尿 2-6 排便

実際の記載内容

おむつを使用し排泄にかかる一連の動作全てを介助している。

適切な記載方法

おむつを使用し排泄にかかる一連の動作全てを昼夜問わず〇〇回おむつ交換している。



● 特記事項の分かりにくい記載について

2-8 洗顔

実際の記載内容

自分で行うが不十分な点が多く、妻が拭き直している。

※一部なのか全部なのかわからない。

適切な記載方法

自分で行うが不十分な点が多く、妻が全体的に拭き直しており手間がかかっている。



● 特記事項の分かりにくい 記載について

4群全般

実際の記載内容

問題行動に対し家族
「ストレスを感じている」
「負担に思っている」
「困っている」

適切な記載方法

- ・ 特に対応していない
- ・ 聞き流している
- ・ 30分かけて傾聴している
- ・ 目が離せない
(具体的な手間を記載する)

● 特記事項の分かりにくい 記載について

4-12 ひどい物忘れ

実際の記載内容

チェック「1. ない」
特記 認知症あるが見守りにより手間がかからない。

適切な記載方法

認知症はあるが、そばに寄り添う程度で、手間のかかる行為の頻度は少ない。



● 特記事項の分かりにくい記載について

4-14 自分勝手に行動する

実際の記載内容

特記事項に特に記載なし。

適切な記載方法

※他項目で特記がある場合
食事の際に勝手に食べ進め、詰まらせることがあり、見守りを要する(2-4)。汚染した下着を隠し、介助者が探す手間が発生する(2-5,6)。

● 特記事項の分かりにくい記載について

5-1 薬の内服 5-2 金銭の管理

実際の記載内容

特記事項に「薬やお金のことににかかわろうとすると、本人が怒り出し不十分であるものの介助なし。」と記載。

適切な記載方法

不十分な内容によっては、「不適切な状態」と判断できるので「薬やお金のことににかかわろうとすると、本人が怒り出し不十分であるものの介助していないが管理が十分でないことを把握できるため適切な介助方法として一部介助を選択。

● 特記事項の分かりにくい 記載について

5-3 日常の意思決定

実際の記載内容

1ヶ月分のごみ袋を部屋の中において使用したり毎日使用しているコップを何年も洗わず行う行動がみられることから「特別な場合を除いてできる」を選択する。

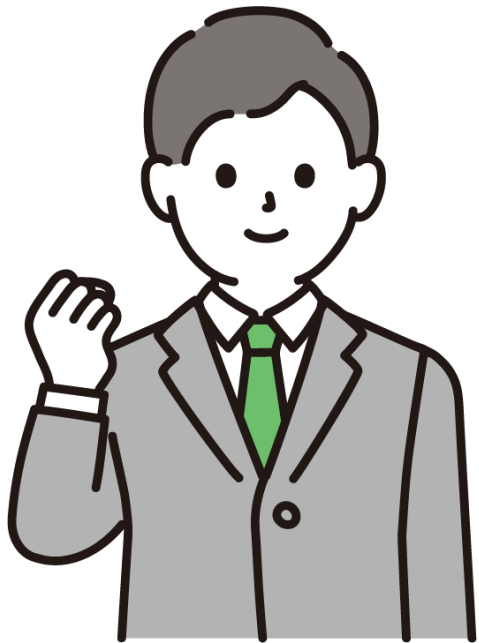
適切な記載方法

「ケアプランもデイケアに行くことも自分で決めている」等能力評価の記載も必要。



● 認定調査の際に注意してもらいたいこと

介護の手間に関して、**実際に行われている**介助方法を具体的に示すことや、介護の手間がどの程度発生しているのかを明確にすることで事務局が基本調査項目の修正を検討したり、審査会において委員が介護度を議論する必要な情報源となる。そのため、**頻度に関して**「おおむね」や「時々」など人によってイメージが異なる言葉を利用するのではなく、**「週に2、3回」**などのように**数量的に示した記載**が必要である。



● 認定調査の際に注意してもらいたいこと

3群・4群→問題ないような人は「問題なし」と記載してほしい。
医療→該当しない場合は「該当なし」と記載してほしい。

審査会では特記事項及び主治医意見書の記載内容から通常の例に比べて「介護の手間」がより「かかる」または「かからない」かの議論を行うため、
審査会資料にはできるだけ介護にかかる手間を詳しく記載してほしい。



● 認定調査の際に注意してもらいたいこと

特記事項は特に「**介助の方法**」には個人差があり、**頻度等の記載が大変重要**だと感じています。また調査員の皆様には申請者の**日頃の様子も記載**していただければ、一次判定の整合性、二次判定の介護の手間につながると感じています。

第4群について
具体的な頻度（週何回とか月何回）の記載がなく
選択している場合もあるので、
できるだけ記載
してもらいたい。



● 認定調査の際に注意してもらいたいこと

特記事項に記載される内容が、実際に行われている介護の手間や頻度など記されておらず、**具体的でないこと。**

介助されていないのか、見守りなのか一部介助なのか、**選択を混合するような記載。**

具体的に手をかける介助が必要なのか、常時見守り・声かけを行っているのか、それとも事前の誘導や準備で行えるのか、介助者が準備を行う必要があるのか、**など再度確認する必要がある。**

